

令和7年 第1回定例会

大雪消防組合議会会議録

令和7年3月19日 開会

大雪消防組合議会

令和7年第1回大雪消防組合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和7年第1回大雪消防組合議会定例会

令和7年3月19日午後4時10分開議

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 大雪消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 大雪消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 大雪消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 発議第 1 号 | 大雪消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 発議第 2 号 | 大雪消防組合議会の議員及び非常勤特別職職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 令和6年度大雪消防組合一般会計補正予算について |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 令和7年度大雪消防組合一般会計予算について |

○出席議員（18名）

- | | | |
|------|---------|-----|
| 1 番 | 能 登 暢 吉 | 議 員 |
| 2 番 | 飯 塚 達 央 | 議 員 |
| 3 番 | 山 家 祥 幸 | 議 員 |
| 4 番 | 森 國 孝 芳 | 議 員 |
| 5 番 | 清 野 修 一 | 議 員 |
| 6 番 | 丸 田 隆 嗣 | 議 員 |
| 7 番 | 高 田 紀 子 | 議 員 |
| 8 番 | 八 木 幹 男 | 議 員 |
| 9 番 | 中 港 勝 | 議 員 |
| 10 番 | 澤 田 なぎさ | 議 員 |

11番 上杉達則 議員
12番 佐藤康則 議員
13番 今井明信 議員
14番 谷口雅浩 議員
15番 中山英一 議員
16番 星 肇 議員
17番 阿木 潔 議員
議長 18番 野村祐司 議員

○出席説明員

管 理 者 角 和 浩 幸 君
副 管 理 者 山 本 進 君
副 管 理 者 菊 地 伸 君
副 管 理 者 村 椿 哲 朗 君
副 管 理 者 村 中 一 徳 君
副 管 理 者 矢 部 福 二 郎 君
主 監 吉 川 智 巳 君
主 監 鳥 毛 昭 士 君
主 監 佐 藤 文 泰 君
主 監 室 屋 尚 弘 君
主 監 作 田 恵 一 君
主 監 金 子 公 保 君
会 計 管 理 者 今 野 聖 貴 君
消 防 長 齊 藤 齊 君
庶 務 課 長 林 康 規 君
警 防 課 長 熊 谷 大 輔 君
美 瑛 消 防 署 長 大 庭 徳 正 君
東 消 防 署 長 紙 谷 知 行 君
当 麻 消 防 署 長 田 村 栄 教 君
比 布 消 防 署 長 中 田 茂 利 君
愛 別 消 防 署 長 菅 原 勝 昭 君
代 表 監 査 委 員 谷 本 憲 一 君

○書記

事 務 局 長 佐 藤 素 明 君
課 長 補 佐 田 村 康 一 君

午後4時10分 開会

議長挨拶

○議長（野村祐司議員） ご苦労さまでございます。令和7年第1回大雪消防組合議会定例会開議にあたりご挨拶を申し上げます。本日の定例会、条例改正、新年度予算審議等であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、会議の挨拶といたします。

開会及び開議宣言

○議長（野村祐司議員） ただいまから、令和7年第1回大雪消防組合議会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。

管理者招集挨拶

○議長（野村祐司議員） 角和管理者から本定例会招集の挨拶があります。
(管理者「はい」の声)

角和管理者。

○管理者（角和浩幸君） 令和7年第1回大雪消防組合議会定例会の開催にあたり、議員の皆様方には、年度末で何かとご多忙のところ、ご参集を賜りまして、心より御礼を申し上げます。

また、日頃から6町消防行政の運営につきまして、ご理解とご指導を頂いておりますことに厚く御礼を申し上げます。

今定例会に提案をさせていただきます議案を、説明申し上げます。

議案第1号から第3号につきましては、条例の一部改正であります。

議案第4号につきましては、令和6年度の一般会計補正予算であります。

議案第5号につきましては、令和7年度の一般会計予算であり、予算総額は、歳入

歳出それぞれ1,677,256,000円となっております。

以上、議案5件につきまして、ご提案申し上げます。慎重なるご審議を頂きまして、お認め頂きますようお願いを申し上げます。開会のご挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

日程の確認

○議長（野村祐司議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指定について

○議長（野村祐司議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、8番「八木幹男議員」と15番「中山英一議員」を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（野村祐司議員） 日程第2、会期決定の件を議題とします。おはかりします。本定例会の会期は、本日1日に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（野村祐司議員） これから、諸般の報告を行います。議会からの報告は、別紙配布のとおりであります。これで、諸般の報告を終わります。

管理者行政報告

○議長（野村祐司議員） 角和管理者から行政報告の申出がありました。これを許します。

(管理者「はい」の声)

角和管理者。

○**管理者（角和浩幸君）** 行政報告を申し上げます。議員の皆様には、書面をお手元に配布いたしてございますので、ご高覧のほどお願いを申し上げます。

4点につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず1点目ですが、各消防団の出初式につきましては、1月5日、7日、9日、13日にそれぞれの消防団で実施しており、一層の団結と士気の高揚が図られ、盛会裏に終了することができました。団員及び関係者の皆様には、大変感謝を申し上げますとところでございます。

2点目は、2月19日、20日の2日間にわたりまして、十勝岳噴火総合防災訓練を実施いたしました。19日から各関係組織による情報連絡訓練を開始し、消防団の協力による避難所開設訓練も実施いたしました。20日には、消防署、消防団、警察、自衛隊と連携し、未避難者確認訓練、避難広報訓練並びに救出救助訓練等を実施しました。さらに、婦人防火クラブによる炊き出し訓練を行うなど、総合的な防火防災訓練となりました。今後の十勝岳防災体制において、訓練成果を活かしていけるものと期待をしております。

3点目は、令和6年度の消防施設整備状況につきましては、東消防署に高規格救急自動車1台を納入し、愛別消防団の消防ポンプ自動車についても、3月27日に1台納入予定となっているところであります。

4点目は、令和6年中の火災及び救急出動状況、本年1月から2月までの出動状況につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で、行政報告を終わります。ありがとうございました。

○**議長（野村祐司議員）** これで、行政報告を終わります。

日程第4 議案第1号「大雪消防組合個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正について」

○**議長（野村祐司議員）** 日程第4、議案第1号「大雪消防組合個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正について」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい、庶務課長」の声)

林庶務課長。

○**庶務課長（林 康規君）** よろしくお願いたします。

議案第1号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきまし

では、1ページから2ページ、条例改正要旨及び新旧対照表は、資料1、1ページから3ページになります。

今回の条例改正につきましては、刑法の一部改正に伴い、罰則規定の文言の「懲役」を「拘禁刑」とし、本条例の一部を改正するものでございます。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきまして、ご説明をさせていただきます。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、附則第2項、経過措置以降の朗読を省略させていただきます。

それでは、資料の改正要旨により、ご説明をさせていただきます。資料は、資料1の1ページになります。また、改正に伴う新旧対照表は、2ページから3ページまでになりますので、ご参照願います。

本条例の主な改正点は、刑法等の一部を改正する法律施行に伴い、自由刑のうち、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることから、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第4、議案第1号の件を採決します。議案第1号「大雪消防組合個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号「大雪消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」

○議長(野村祐司議員) 日程第5、議案第2号「大雪消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい、庶務課長」の声)

林庶務課長。

○庶務課長(林 康規君) 議案第2号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、3ページから4ページ、条例改正要旨及び新旧対照表は、資料1、4ページから7ページになります。

今回の条例改正につきましては、昨年、人事院が行った公務員人事管理に関する報告において示された国家公務員の仕事と生活の両立支援の拡充を踏まえ、職員の柔軟な働き方を実現するよう、本条例の一部を改正するものでございます。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきまして、ご説明をさせていただきます。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、改正条文の4ページの附則の前までの朗読を、省略させていただきます。4ページの附則になります。

(附則の朗読を省略する)

それでは、資料の改正要旨により、ご説明をさせていただきます。資料は、資料1の4ページになります。また、改正に伴う新旧対照表は、5ページから7ページまでになりますので、ご参照願います。

本条例の主な改正点は、2点あります。まず1点目は、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を「3歳に満たない子」から、「小学校就学の始期に達するまでの子」への拡大、2点目は、仕事と介護の両立を支援する勤務環境の整備を行うものです。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第5、議案第2号の件を採決します。議案第2号「大雪消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号「大雪消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する
条例の一部改正について」

○議長（野村祐司議員） 日程第6、議案第3号「大雪消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について」の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい、庶務課長」の声）

林庶務課長。

○庶務課長（林 康規君） 議案第3号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、5ページから6ページ、条例改正要旨及び新旧対照表は、資料1、8ページから10ページになります。

今回の条例改正につきましては、美瑛、愛別両消防団において、地域の人口減少や高齢化など社会情勢の変化により、実員数に合わせた定員の削減と、刑法の一部改正に伴い、条例中の文言の「禁錮」を「拘禁刑」とし、本条例の一部を改正するものでございます。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきまして、ご説明をさせていただきます。それでは、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以下、改正条文の附則の前までの朗読を、省略させていただきます。附則になります。

（附則の朗読を省略する）

以下、附則第2項、経過措置の朗読を省略させていただきます。

それでは、資料の改正要旨により、ご説明をさせていただきます。資料は、資料1の8ページになります。また、改正に伴う新旧対照表は、9ページから10ページまでになりますので、ご参照願います。

本条例の主な改正点は、2点あります。まず1点目は、美瑛消防団の定員を「140名」から「130名」に、愛別消防団の定員を「81名」から「73名」に改めること、2点目は、刑法等の一部を改正する法律施行に伴い、第4条中の文言の「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第6、議案第3号の件を採決します。議案第3号「大雪消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第1号「大雪消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」

○議長(野村祐司議員) 日程第7、発議第1号「大雪消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

7番、高田紀子議員。

○7番(高田 紀子議員) 発議第1号の提案理由について、ご説明いたします。

今回の条例の一部改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号。以下「デジタル社会形成基本法等」という。)及び刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行に伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

提案理由は、前段説明のとおりですので、朗読を省略いたします。大雪消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。大雪消防組合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年大雪消防組合条例第9条)の一部を次のように改正する。以下、附則の前まで朗読を省略し、議案の2ページ、附則を朗読いたします。

(附則の朗読を省略する)

なお、発議資料の「条例の一部改正の要旨」及び新旧対照表の内容等につきましては、各町の議会においても同様の説明がされておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、発議第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第7、発議第1号の件を採決します。発議第1号「大雪消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」の件を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、発議第1号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 発議第2号「大雪消防組合議会の議員及び非常勤特別職職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」

○議長（野村祐司議員） 日程第8、発議第2号「大雪消防組合議会の議員及び非常勤特別職職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

7番、高田紀子議員。

○7番（高田 紀子議員） 発議第2号の提案理由について、ご説明いたします。

今回の条例の一部改正につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）の施行に伴い、大雪消防組合議会議員等の費用弁償の額を改定するため、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

提案理由は、前段の説明のとおりですので、朗読を省略いたします。大雪消防組

合議会の議員及び非常勤特別職職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。大雪消防組合議会の議員及び非常勤特別職職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和48年大雪消防組合同第7条）の一部を次のように改正する。以下、附則の前まで朗読を省略し、議案の2ページ、附則を朗読いたしません。

附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。

なお、発議資料の「条例の一部改正の要旨」及び新旧対照表の内容等につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、発議第2号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第8、発議第2号の件を採決します。発議第2号「大雪消防組合議会の議員及び非常勤特別職職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」の件を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、発議第2号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号「令和6年度大雪消防組合一般会計補正予算について」

○議長（野村祐司議員） 日程第9、議案第4号「令和6年度大雪消防組合一般会計補正予算について」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい、庶務課長」の声）

林庶務課長。

○庶務課長（林 康規君） 議案第4号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案書につきましては、7ページから23ページになります。

今回の主な補正内容は、各事業費確定による執行残整理の補正をお願いするものでございます。最初に議案を朗読し、その後、内容の説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明を申し上げます。最初に、歳出から説明いたします。11ページになります。

歳出、第3款消防費、第1項消防本部費、第1目常備消防費、999,000円の減額で、財源補正として手数料、142,000円の追加、人件費、職員研修事業、一般管理事業の各事業費確定による減額です。第2目消防施設費、6,996,000円の減額です。消防救急デジタル無線更新実施設計委託業務の取り止めによるものでございます。

第2項美瑛消防費、第1目常備消防費、1,595,000円の減額で、各種事業費確定による減額です。13ページになります。第2目非常備消防費、2,903,000円の減額です。消防団防災事業の人件費、各事業費確定による減額です。

第3項東消防費、第1目常備消防費、2,321,000円の減額です。各種事業費確定による減額です。15ページになります。

第4項東川消防費、第1目非常備消防費、670,000円の減額で、財源補正として財産収入、572,000円の減額、消防団防災事業の人件費、事業費確定による減額です。

第5項東神楽消防費、第1目非常備消防費、2,185,000円の減額で、財源補正として財産収入、572,000円の減額、消防団防災事業の人件費、各事業費確定による減額です。第2目消防施設費、125,000円の減額で、消防施設等維持管理事業の事業費確定による減額です。

第6項当麻消防費、第1目常備消防費、784,000円の減額で、人件費及び各種事業費確定による減額です。17ページになります。第2目非常備消防費、176,000円の減額で、消防団防災事業の事業費確定による減額です。第3目消防施設費、2,836,000円の減額で、消防水利整備事業、庁舎整備事業、水槽付消防ポンプ自動車整備事業の各事業費確定による減額です。

第7項比布消防費、第1目常備消防費、575,000円の減額で、人件費、各事業費確定による減額です。19ページになります。第2目非常備消防費、1,252,000円の減額で、消防団防災事業の人件費、各事業費確定による減額です。第3目消防施設費、330,000円の減額で、消防水利整備事業の事業費確定による減額です。

第8項愛別消防費、第1目常備消防費、953,000円の減額で、人件費、各事業費確定による減額です。21ページになります。第2目非常備消防費、1,584,000円の減額で、消防団防災事業の人件費、各事業費確定による減額です。

次に、歳入の説明を行います。9ページになります。

歳入、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目消防費負担金、

25,283,000 円の減額です。共通経費及び単独経費の各町負担金補正額は、説明欄のとおりでございます。

第 2 款使用料及び手数料、第 1 項手数料、第 1 目消防手数料、142,000 円の追加で、危険物施設許可申請等の実績増による追加でございます。

第 3 款財産収入、第 1 項財産売払収入、第 1 目物品売払収入、1,144,000 円の減額で、東川、東神楽消防団第 2 分団車更新による旧車両売払未実施による減額でございます。

第 4 款、第 1 項、第 1 目繰越金、1,000 円の追加です。

次に、第 2 表、繰越明許費補正の説明を行います。8 ページ下段になります。

東川及び東神楽各消防団の消防ポンプ自動車整備事業、当麻消防団の水槽付消防ポンプ自動車整備事業が、保安基準改正の対応等によるシャーシーメーカー、艀装メーカーの供給遅延により、年度内に事業完了とならないことから、次年度に事業を繰越し、支出するものでございます。

第 3 款消防費、第 4 項東川消防費、事業名「消防ポンプ自動車整備事業」、37,037,000 円、第 5 項東神楽消防費、事業名「消防ポンプ自動車整備事業」、37,037,000 円、第 6 項当麻消防費、事業名「水槽付消防ポンプ自動車整備事業」、46,346,000 円、合計 120,420,000 円でございます。同ページの上段第 1 表、歳入歳出予算補正と、23 ページの給与費明細書については、説明を省略いたします。

以上で、議案第 4 号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これから、歳入歳出全款について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第 9、議案第 4 号の件を採決します。議案第 4 号「令和 6 年度大雪消防組合一般会計補正予算について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第 4 号の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（野村祐司議員） 日程第10、議案第5号「令和7年度大雪消防組合一般会計予算について」の件を議題とします。

管理者から、令和7年度予算編成に先立ち、消防行政所信の発言を求められておりますので、これを許します。

（管理者「はい、議長」の声）

角和管理者。

○管理者（角和浩幸君） 令和7年第1回定例会の開催にあたり、令和7年度の消防行政に関する所信の一端を申し上げ、組合議会関係者のご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨今は、社会環境の変化が著しく、特に個人の意識や価値観の多様化や国際情勢に伴う国民保護の警戒等は、消防行政においても様々な対応が求められております。また、生活環境の多様化による防火対象物等の建築構造、用途の多様化により、消防活動が複雑化し、困難性が增大しているところであります。

また、地域の高齢化に伴い、年々需要が増加している救急業務においては、救急救命士の処置拡大など、住民の消防に寄せる期待は、より一層大きくなっており、住民が安全で快適に暮らすためには、これらの社会変化に柔軟かつスピーディーに対応し、信頼される消防活動が求められております。

このような状況から、令和7年度の予算編成にあたっては、最小の経費で効率的な運営ができるよう努力し、住民の生命と財産を守る消防として、総合的な消防防災体制の整備を図り、災害に備え、計画的に消防施設整備を進めてまいりたいと考えているところです。

以下、令和7年度の主要な施策について、具体的な方策を申し述べます。

消防本部関連では、本部指令車の更新整備を図ります。

美瑛消防署関連では、消防庁舎外壁改修工事、消防庁舎LED化工事を実施します。

東消防署関連では、庁舎電話設備更新工事を実施します。

当麻消防署関連では、第1分団に配備する消防ポンプ自動車の更新整備、消火栓取替による消防水利の充足を図ります。

比布消防署関連では、水槽付消防ポンプ自動車、第2分団に配備する消防ポンプ自動車の更新整備、消火栓新設による消防水利の充足を図ります。

愛別消防署関連では、器材搬送車、第1分団に配備する消防ポンプ自動車の更新整備を図ります。

以上、令和7年度の予算総額は、1,677,256,000円となり、昨年度と比較いたしまして、192,961,000円、13%の増となっているところでございます。

本年も、地域住民から信頼され期待に応えられる消防として、最善を尽くす所存であることを申し上げまして、令和7年度の消防行政の所信といたします。ありがとうございました。

○議長（野村祐司議員） 本件について、提案理由の説明を求めます。なお、別冊の「令和7年度大雪消防組合一般会計予算説明書」は、事前配布されておりますので、説明を省略いたします。

（「はい、庶務課長」の声）

林庶務課長。

○庶務課長（林 康規君） 議案第5号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。別冊「令和7年度大雪消防組合一般会計予算書」の1ページになります。

令和7年度の予算総額は、1,677,256,000円となり、令和6年当初予算と比較しますと、192,961,000円の増額で、13%増となります。

最初に、議案条文を朗読し、後ほど、歳入歳出事項別明細書にて、主な新規施策等について、説明させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、ご説明を申し上げます。最初に、歳出から説明いたします。12ページになります。

歳出、第1款、第1項、第1目議会費、前年度と同額の698,000円で、組合議会運営に係る経費でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、140,000円、前年度比10万円の増額で、各種審査会に関する経費でございます。

第2項、第1目監査委員費、242,000円、前年度比89,000円の増額で、組合監査に関する経費でございます。14ページになります。

第3款消防費、第1項消防本部費、第1目常備消防費、118,149,000円、前年度比20,530,000円の増額です。人件費の増が主なものでございます。前年度当初より2名増の10名分の計上によるものでございます。16ページになります。第2目消防施設費、9,800,000円、前年度比2,804,000円の増額です。本部指令車の更新整備事業費を計上しております。

第2項美瑛消防費、第1目常備消防費、299,311,000円、前年度比39,795,000円の増額です。人件費、物件費の増によるものでございます。主な事業として、大型水槽車の小型ポンプ更新に伴う改修、消防庁舎のオーバースライダーの改修、新規採用職員の被服購入、職員用パソコンの更新、救急で傷病者を観察、固定する資器

材の備品購入費、通信指令装置の維持に係る委託料を計上しております。20ページになります。第2目非常備消防費、29,190,000円、前年度比1,169,000円の減額です。美瑛消防団運営に関する経費を計上しております。22ページになります。第3目消防施設費、54,339,000円、前年度比34,910,000円の増額です。主な事業としては、消防庁舎外壁改修工事、LED化工事です。

第3項東消防費、第1日常備消防費、283,402,000円、前年度比6,394,000円の減額で、庁舎電話設備更新工事などの工事請負費を計上しております。24ページになります。消防施設費につきましては、東消防費配備の高規格救急自動車の更新整備完了により、令和7年度では廃目となります。

第4項東川消防費、第1目非常備消防費、19,081,000円、前年度比317,000円の増額です。東川消防団運営に関する経費を計上しております。26ページになります。第2目消防施設費、1,931,000円、前年度比37,895,000円の減額です。東川消防団の施設維持管理事業になります。

第5項東神楽消防費、第1目非常備消防費、17,295,000円、前年度比688,000円の増額です。東神楽消防団運営に関する経費を計上しております。28ページになります。第2目消防施設費、2,300,000円、前年度比37,879,000円の減額です。東神楽消防団の施設維持管理事業になります。

第6項当麻消防費、第1日常備消防費、164,229,000円、前年度比3,323,000円の増額で、昇給、昇格による人件費の増が、主な要因でございます。32ページになります。第2目非常備消防費、22,458,000円、前年度比373,000円の減額です。当麻消防団運営に関する経費を計上しております。第3目消防施設費、47,546,000円、前年度比17,860,000円の減額で、第1分団消防ポンプ自動車の更新整備、消火栓更新整備費になります。34ページになります。

第7項比布消防費、第1日常備消防費、142,326,000円、前年度比3,808,000円の減額です。人件費の減などによるものでございます。36ページになります。第2目非常備消防費、13,545,000円で、前年度比112,000円の減額です。比布消防団運営に関する経費を計上しております。38ページになります。第3目消防施設費、183,083,000円で、前年度比179,783,000円の増額で、消火栓の新設工事負担金、水槽付消防ポンプ自動車、第2分団消防ポンプ自動車の更新整備費を計上しております。

第8項愛別消防費、第1日常備消防費、136,273,000円、前年度比1,742,000円の減額です。人件費の減などによるものでございます。40ページになります。第2目非常備消防費、17,672,000円、前年度比3,992,000円の増額です。全分団の消防団詰所照明器具設備整備工事などの工事請負費を計上しております。42ページ

になります。第3目消防施設費、前年度比皆増の54,691,000円。器材搬送車、第1分団消防ポンプ自動車の更新整備費を計上しております。44ページになります。

第4款、第1項公債費、第1目元金、53,616,000円、前年度比4,382,000円の増額です。令和6年度新規借入の償還開始による増額でございます。第2目利子、2,439,000円、前年度比920,000円の増額です。

第5款、第1項、第1目予備費、前年度と同額の3,500,000円です。

次に、歳入の説明を行います。8ページになります。

歳入、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目消防費負担金、1,629,722,000円、前年度比289,502,000円の増額です。各構成町の負担金の内訳は、説明欄のとおりとなっております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料、第1目消防手数料、前年度と同額の358,000円です。本部の危険物施設設置等に係る手数料が主なものでございます。

第3款財産収入、第1項財産売払収入、第1目物品売払収入、1,367,000円、前年度比42,000円の減額です。東川、東神楽消防団の消防ポンプ自動車更新による旧車両の売払いが主なものでございます。

第4款、第1項、第1目繰越金、前年度と同額の3,600,000円です。10ページになります。

第5款諸収入、第1項、第1目預金利子、5,000円、前年度と同額でございます。第2項、第1目雑入、7,004,000円、前年度比8,299,000円の減額です。前年度の退職手当組合事前納付金精算還付金の減によるものでございます。

第6款、第1項組合債、第1目消防債、35,200,000円、前年度比88,200,000円の減額で、緊急防災減災事業で、本部の指令車更新整備事業、脱炭素化推進事業で、美瑛の消防庁舎LED化事業の財源として起債を発行するものでございます。

次に、地方債をご説明いたします。4ページになります。

起債の目的、限度額を朗読し、起債の方法、利率、償還の方法については、説明を省略いたします。第2表地方債、起債の目的、緊急防災減災事業、指令車更新整備事業（本部）、限度額9,200,000円。脱炭素化推進事業、消防庁舎LED化事業（美瑛）、限度額26,000,000円、合計、限度額、35,200,000円。

2ページの第1表、歳入歳出予算及び46ページ以降の給与費明細書等については、説明を省略いたします。

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これから、歳入歳出全款について、総括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、総括質疑を終わります。

次に、歳入、歳出ごとに質疑を許します。まず、歳出に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで歳出に対する質疑を終わります。

次に、歳入に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、歳入に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第10、議案第5号の件を採決します。議案第5号「令和7年度大雪消防組合一般会計予算について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は、原案のとおり可決されました。

閉会宣言

○議長(野村祐司議員) これをもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。したがって、本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。よって、令和7年第1回大雪消防組合議会定例会を閉会します。

閉会挨拶

○議長(野村祐司議員) ご挨拶を申し上げます。各位の協力で定例会終会を迎えることができました。お礼を申し上げまして、閉会の挨拶といたします。大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

午後5時01分 閉会

以上のとおり相違ないことを証するため、会議の様様をここに記し、ここに署名する。

大雪消防組合議会

議 長 野 村 祐 司

8 番 議 員 八 木 幹 男

1 5 番 議 員 中 山 英 一